

# 女のしんぶん

は私・女の目・友愛

2017年  
2月10日

第1157号(1963年2月15日第三種郵便物認可)

発行所: 女性会議

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-2 東真ビル5階  
TEL 03(3816)1862 / FAX 03(3816)1824

E-mail: onnano-shimbun@tcn-catv.ne.jp

http://www.joseikaigi.com/

毎月10日・25日発行

月額330円(送料別124円)年間5,448円(送料込)

郵便振替口座 00170-0-99031



「人権のために闘うのは、大人としての責任。しかし私には1票がない」と静かに訴える辛さんの言葉が、本土の私たちに迫る(衆議院第2議員会館・1月27日)

公共の電波を使ったヘイトスピーチ。「ニュース女子」(1月2日・9日放送)を見て愕然とした。東京MXテレビが、沖縄・東村高江でヘリパッド建設に反対し非暴力で抗議する市民を「テロリスト」と放送。番組は「口当をもらって県外から来ている」とし、あたかも辛淑玉さん(のりこえねっと共同代表)が黒幕であるかのように侮辱した。

許せないのは、当事者を一切取材せず、現場から40キロも離れた場所から「ねつ造ルボ」したことだ。「沖縄の反基地運動はシンスゴという親北派の韓国人が操っている。雇われた参加者の過激な行動で地元の人々は迷惑している」と偽の証人まで使って放送した。

1月27日、辛淑玉さんは、この虚偽報道と名誉毀損についてBPO(放送倫理・番組向上機構放送人権委員会)に申し立てをした。同日、衆議院第2議員会館で行なわれた東京・沖縄合同記者会見で辛さんが語り始めると、空気がびんと張りつめた。

「むごい番組。笑いながら名指しし、沖縄を侮辱し、徹底的にウソの情報流す。沖縄をたたくために沖縄の人を使う。これは植民者の手法だ」。

沖縄の安慶名奈々さんは「何度も選挙で基地反対の意思表示をし、米軍の暴力に苦しめられてきた沖縄に『反対者はいない』『沖縄の人はアメリカが好き』と言いつつ切ったことは県民を馬鹿にしていて、残酷で許せない」と悔しさをあらわにした。

## 事実をねじまげ何が「公平・公正」か

高江では昨年夏から機動隊が県道を封鎖し市民を暴力的に排除することが度々行なわれた。機動隊は救急車まで止めたが、番組では「反対派は救急車も通さない」「反対派に襲撃されるからこれ以上近づけない」と立場を全く逆転させて放送した。

のりこえねっとは抗議文を出したが、MXテレビは「基地問題をめぐる議論の一環として放送した」「今後とも様々な意見を公平・公正にとりあげる」と担当者の記載もないファックスで回答。謝罪も訂正もない。

番組の司会は、長谷川幸洋・東京新聞論説副主幹。安倍政権批判や原発報道などを続けてきた同紙の姿勢とは全く異なる長谷川氏への抗議は、250件を超えたという。2月2日、東京新聞は朝刊1面に社として謝罪記事を出したが、当の本人からは何の弁明も謝罪もないままだ。

この「ニュース女子」は、MXテレビの大スポンサー・DHCの系列会社である制作会社「DHCシアター」の持ち込み企画。1月20日、同社は見解を出したが「人種差別、ヘイトスピーチに該当しない。基地反対派の意見を聞く必要はない」と聞き直った。

しかし、これまで同番組を放送してきた「ヤギテレビ」(宮城)は「事実を曲げている」と放送を見合わせ、サガテレビ(佐賀)も保留している。東京・千代田区の東京MXテレビ

## 憎悪報道を許しているのはだれか デマと嘘を垂れ流す 東京MXテレビ「ニュース女子」

日本社前での市民有志による抗議行動も始まり、回を追うごとに参加者が増えている。

### 差別許さぬ強い意志を示す時だ

のりこえねっとは昨年秋、報道されない沖縄の現状を市民の目で見たい発信してもらおうと「市民特派員」を企画。カンパを募り、計16人を高江に送った。これを番組では「日当」と決めつけた。特派員になった浅井由美子さん、外山麻貴さんは「沖縄では人権侵害が当たり前のように行われている。もし憲法が変わったら本土も同じになると伝えたかった」と話した。番組制作者は、辺野古や高江について何を知っているのか。沖縄の人たちの座り込みは辺野古で2004年、高江は2007年に始まり、やがて賛同者が県外・国外にも広がって、今につないできたのだ。「他人事ではない」と、辛さんは沖縄を支援してきた。

「歴史や文化は異なるが、ウチナンチュも在日朝鮮人も日本によって植民地支配を受け、排除・差別されてきた。私は『殺せ』と言われ、沖縄の友人たちは『土人』と言われ、まとめて『反日・非国民』と名指しされた。ネットと地上波では全く意味が違う。これを地上波で流すということは、放送局の体をなしていない。(番組は)国家に従わない者を徹底的に排除した。デマを流し、政権の先兵となって憎悪報道を行なうこの番組を、決して許してはならない」。

辛さんの代理人である金章介弁護士は、今後について「BPOの判断を待ち、訴訟も視野に入れていく」と説明。さらに、中年男性が若い女性に社会問題を教えるという番組そのものが、女性への差別と偏見に満ちたものであることに言及した。

私たちの社会は、基本的人権、平和にくらす権利が全ての人にあることを前提に成り立っている。国策に従わぬ者には人権がない、差別してもかまわないというのは、民主主義国家でも法治国家でもない。今、本土にくらす私たちにこそ「戦争も差別も許さない」と強い意志を示すことが求められているのだ。



海渡 雄一  
(日弁連 共謀罪対策本部 副本部長)

政府は、共謀罪法案を「テロ等準備罪」と名前を変えて国会に提案しようとしている。今回示されている修正は、もともと「国連越境組織犯罪防止条約(以下条約)」が適用対象を制限するために認められていた条件を具体化したもので、2006年に第三次与党修正案としてまとめられていたものとほとんど変わらず、何ら目新しい提案ではない。

なぜ共謀罪に反対なのか

名前を変えても本質は変わらない  
平成の治安維持法「共謀罪法案」の国会提出に反対する

界線である犯罪が成立する要件のレベルを大幅に引き下げ、どのような行為が犯罪として取締りの対象とされるかをあいまいにし、国家が市民の心の中にまで監視の眼を光らせ、犯罪構成要件の人権保障機能を破壊してしまうところにある。

盗聴捜査の拡大を招く危険も

共謀罪は、人と人との意思の合致によって成立する。従って、その捜査は、会話、電話、メールなど人の意思を表明する手段を収集することとなる。そのため捜査機関の恣意的な検挙が行なわれたり、日常的に市民のプライバシーに立ち入って監視したりするような捜査がされるようになる可能性がある。

既に産経新聞は昨年8月31日の「主張」において、共謀罪を通信傍受の対象に加えるべきだと主張している。

適法でも「組織的犯罪集団」?

旧法案では、適用対象が単に「団体」とされていたが、新法案では、「組織的犯罪集団」とされ、その定義は、「目的が長期4年以上の懲役・禁錮の罪を犯すことにある団体」とされる。

しかし、もともと適法な会社や団体でも、罪を犯したときに共同の目的があれば組織的犯罪集団という認定は可能である。その認定は一次的には捜査機関が個別に行なうため、法律の解釈によっては処罰される対象が拡大する危険性が高い。

例えば、高江ではヘリパッド建設に抵抗し、市民が座り込みを続けているが、これに対し警察は全

国から機動隊を動員して警察権を濫用し、多数の市民を負傷させ、不当逮捕している。原発の再稼働に抗議するような活動についても同様に組織的犯罪集団の活動と見なされ、摘発の対象とされる可能性がある。

準備行為も処罰要件

「新法案」では、準備行為を処罰要件とした。預金を下ろしたり、メールを送っても「準備」と言われかねない。十分に限定されたと見ることができない。合意の成立だけで犯罪の成立を認めた当初の政府案は、あまりにも犯罪構成要件が広汎かつ不明確であった。刑法の人権保障機能を破壊し

かねず、条約に「悪のり」したものであっただけで、新法案による修正は当然のことをしただけであるといわざるを得ない。

旧政府案では、条約の規定通り「重大な犯罪」を「長期4年以上(の懲役又は禁錮)」の犯罪としていた。対象犯罪が我が国では619(当時。現時点では676)に上った。与党修正案では「長期5年超」の犯罪に限定することとし、対象犯罪を約300(当時)に止めた。2007年にまとめられた自民党の小委員会案では約140にまで絞り込んだ案もある。対象犯罪をたとえ半分以下に減らしても、法案の危険性は払拭できない。

条約批准に共謀罪は不要

このように、新法案は条約がもとめ予定していた限定条項を盛

り込んだだけであり、ほとんど限定とならない。むしろ、与党の修正案の段階からも大幅に逆戻りしている。

条約については、日本政府は異常なほど律儀に条約の文言を墨守して、国内法化をしようとした。むしろ、一部の法務警察官僚は、批准を機に過去になかったような処罰範囲の拡大の好機ととらえた節がある。もしかすると、アメリカ政府との間で、アメリカ並みの共謀罪を作るという合意があったのかもしれない。

世界各国の状況を見る限り、日本の政府案のような極端な立法をした国はほとんど見つけられない。そもそもこの条約は各国の法体系に沿って国内法化されればよいのである。

真正面から反対の声を

「共謀罪」新設法案は、わが国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的な人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高く、また、導入の根拠とされている「越境組織犯罪防止条約」の批准にも、この導入は不可欠とは言えないといえる立場を日弁連は確認してきた。

日本の法制では、組織犯罪対策法や暴力団対策法など組織犯罪を未然に防ぐための多様な制度を備えているのであり、国連越境組織犯罪条約の批准にも、この導入は不可欠とは言えないとするのが、日弁連の立場だ(2006年9月14日・日弁連意見書)。

私たちはこの新法案に真正面から反対の声を上げ、安倍政権の監視社会化を強め人々を萎縮させ、民主主義を窒息させる野望の前に立ち塞がらなければならない。

昨年末、真珠湾を訪問した安倍首相は、米国の寛容さ、和解の力を称え、日米「同盟」は「希望の同盟」と興奮気味に語った。独・仏の和解、米軍基地の重圧に苦しむ沖縄を觀るとき、「真珠湾の和解」は「希望の同盟」とは程遠い。歴史問題の解決・和解には、被害者の寛容さが不可欠である。だが同時に、加害者の憤り、節度も不可欠だ。

2015年、来日したドイツのメルケル首相は「1945年5月8日は解放の日です。それはナチスの蛮行からの解放であり、ドイツが引き起こした第二次世界大戦の恐怖からの解放であり、そしてホロコーストという文明破壊からの解放でした。私たちドイツ人は、こうした苦しみを経験した国であつたにもかかわらず、和解の手が差し伸べられたことを決して忘れません」と述べた(朝日新聞3月10日)。

さらに安倍首相との会談後「戦後ドイツでは、ナチスが行った恐ろしい所業について、どう対応するか突っ込んだ議論が行われた。過去の総括が和解の前提になるという経験をお話しさせていただいた」と、安倍首相の歴史認識の危うさについて「礼儀正しく批判した」(同)。

◇戦死者を「神」とする

一方で、安倍首相の真珠湾訪問に同行した稲田防衛大臣は、帰国後靖国神社を参拝し物議を醸した。靖国問題の本質は、A級戦犯合祀に象徴される靖国神社の「聖戦史観」にある。「聖戦史観」をとるのには、戦死者を「神」として顕彰し、戦死者(予死者)を再生産する施設であり、戦死者を顕彰するためにはその戦争が正しい戦争でなくてはならないからだ。

戦前、靖国神社が特別な存在たり

寛容を求めるには慎みと節度が不可欠  
～安倍首相の真珠湾演説と稲田防衛大臣の靖国神社参拝に思う～ 内田雅敏(弁護士)

得たのは、天皇の兵士としての戦死者の魂を独占し、陸・海軍省の管轄になる国家機関としての宗教的軍事施設だったからだ。敗戦後、特別な存在として生き残るためには、天皇の戦争の戦死者の魂を独占しているという虚構が維持されなければならなかった。

靖国神社にとって幸いであつたのは、国家が、同神社に戦前と同様に戦死者をゆだねるような姿勢を示したからだ。厚労省作成の戦死者名簿の靖国神社への提供、同神社による合祀と戦傷病者・戦没者遺族等援護法(天皇の軍人、軍属のみ。階級に応じて支給額が異なる)の適用が連動したこともそうだ。

◇戦死者の魂の独占は「虚構」

かくして、靖国神社は、一宗教法人にもかかわらず、戦前と同じように戦死者のための特別な存在であるかのような虚構が形成された。

戦死者の魂の独占という虚構を維持するために、天皇の兵士については一人の戦死者も逃がさないことが必要となってくる。靖国神社は、本人、或いはその遺族の合意を得ることなく、無断で合祀をする。その対象はかつての植民地支配下、天皇の兵士あるいは軍属として戦争に駆り出された人々にも及ぶ。1959年、韓国人遺族らの夫、父らが無断で合祀された理由は「ここに(現在、合祀の取消しを求めて提訴中)。

合祀の取り下げに絶対に応じないのは、戦死者の魂独占の虚構が崩れてしまうからである。この「虚構」に気付くべきだ。稲田防衛大臣の靖国神社参拝に、ゴルフ場で「ノーコメント」と答えた安倍首相に歴史に対する慎みと節度はあるか。真珠湾での「不戦の誓い」には、沖縄と戦争の最大の被害者であるアジアの民衆に対する言及が全くない。